

# 第二号議案 平成25年度事業計画及び予算報告

## I. 平成25年度事業計画

### 1. 租研をめぐる環境

昨年12月の政権交代により、安倍政権は、「強い経済」を取り戻すとして、「縮小均衡の再分配」から「成長による富の創出」を基本方針に、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の三本の矢により、長引くデフレ不況、円高から脱却し、日本経済を強い成長軌道に乗せることを目指している。

その実現に向け、緊急経済対策、日本銀行との共同声明、大規模な平成24年度補正予算、平成25年度予算とあわせた15か月予算の切れ目のない経済対策の実行等「スピード感」と「実行力」をもって、重要な政策が矢継ぎ早に打ち出され、安倍総理の強いリーダーシップの下に、いわゆるアベノミクスという経済政策がとられている。

このアベノミクスについては、大胆な金融政策や機動的な財政政策について一部批判や懸念があるものの、世界経済の回復の兆しとも重なり、大幅な円高の修正、株式相場の上昇に伴い、日本経済のデフレからの脱却、経済活動の活発化と雇用、所得、消費の拡大に向けての期待が醸成されつつあるなど経済環境は徐々に変化の兆しが見え始めている。

しかしながら一方では、①少子高齢化の急速な進行による社会保障制度の持続可能性への国民の不安、②巨額の長期債務を抱える財政問題などの構造的問題は一層深刻化し、財政健全化は一刻の猶予も許されない緊急の事態が続いている。

昨年8月には民主・自民・公明三党合意により、社会保障・税一体改革関連法が成立し、財政健全化に向けた大きな第一歩が踏み出されたが、財政健全化の道筋を確かなものにするためにも、税制抜本改革が確実に実施されることが何よりも重要である。

消費税率10%への引き上げは条件付きながら措置されたものの、膨張する社会保障費の抑制策のほとんどは先送りされ、受益と負担のアンバランスは依然として大きなものがある現状に鑑み、社会保障国民会議における議論も踏まえながら、社会保障制度の重点化、効率化による思い切った抑制を決断し、実行することが必要である。

また、今後、少子高齢化が一層進行することを考えると、更なる財政収支両面からの改革を進めることも重要である。

経済の持続的成長をもたらすには、経済活力のエンジンである民間の活性化により、投資や技術進歩を推進することが不可欠である。民間の活性化が、雇用、所得、消費の拡大等に結びつき豊かな国民生活と自律的な成長を可能とする。政府は、経済連携の推進、責任あるエネルギー政策の構築、規制改革、行政改革に取り組むとともに、年央に策定される、経済財政運営の基本方針（骨太方針）や成長戦略を通じて、企業をはじめとする経済主体のダイナミズムを復活させ、日本経済の持続的成長と財政健全化の両立を実現し、国際的な信認を得るとともに国民生活に安心と安定をもたらすべきである。

## 2. 協会の活動方針

上記の租研をめぐる環境に立ち、民間の租税研究機関としてわが国の税制の研究と普及に貢献してきた当協会は、引き続き、その活動をベースに、中身の更なる「充実」を図り、会員のニーズに「迅速」に応え、あるべき財政・税制・税務の「実現」に向け諸活動を展開していく。

中期計画（平成 23 年度～25 年度の 3 カ年計画）において、会員への価値の提供を極力維持しつつも、収入の範囲内に活動を収斂させるため、平成 23 年度以降、これまで事業内容の抜本的な見直しを行ってきたところである。

ついでには、平成 25 年度が中期事業計画の最終年度であることを踏まえ、以下の活動方針に基づき、収支相償の原則に則し、かつ継続的に安定的な運営が行われるように、中期計画目標の実現に向けて、事業活動を展開する。

- ① 税制改正意見等の提言活動の充実を図る。
- ② 財政、税制、税務に関する調査、研究、提言活動の充実を図る。
- ③ 会員のニーズに的確に対応した情報発信機能の充実を図る。
- ④ 租研は、平成 24 年 4 月 1 日付で「公益社団法人日本租税研究協会」として発足したことから、これまで以上に、協会活動を通じた社会貢献活動を高める。
- ⑤ 租研の財政状況が極めて厳しいことから、維持会員の継続・拡大に組織を挙げて取り組む。あわせて、経費節減に努めるとともに、限られた資源の中で効果的・効率的な事業運営を徹底する。

## 3. 平成 25 年度計画の総括

平成 25 年度は、中期事業計画の最終年度であり、中期事業目標の実現を図る位置づけにある。

中期計画初年度の平成 23 年度以降、全体の活動水準（開催回数）については、事業の「選択と集中」による厳選化を推し進めてきた結果、過去最高水準だった平成 21 年度・22 年度に対し、毎年着実に縮減（約 2 割）を図ってきたが、中期計画目標の活動水準（年間 170 回）は、本年度見込みからさらに 1 割程度の減少が必要なレベルにある。

一方、平成 25 年度は、新政権下での経済政策や税制抜本改革の実行等 大きな変革の年でもあり、それに伴う多くの実務上の課題（消費税率引き上げに関する措置等）も想定されることから、研究会等を通じた調査、研究、提言活動や会員懇談会を通じた情報発信活動へのニーズが高まっている。

したがって、平成 25 年度事業計画については、収支相償の原則を大前提に事業経費の一層の節減に努める一方、事業活動の活発化に資するため、中期計画の目標を上回る事業活動を設定し（年間 180 回）、会員が求めるニーズに合致した、質の高い事業活動計画を策定することとしたい。

また、平成 25 年度において、本中期計画の評価と課題抽出を通じ、今後の経営方針についての検討を行う。

・活動計画一覧表

(講演回数換算ベース)

|              | 平成21年度<br>実績 | 平成22年度<br>実績 | 平成23年度<br>実績 | 平成24年度<br>実績 | 平成25年度<br>計画 | 平成25年度<br>中期計画 |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 理事会・総会・委員会等  | 74 回         | 103 回        | 86 回         | 72 回         | 72 回         | 70 回           |
| 内研究会         | 48 //        | 70 //        | 60 //        | 48 //        | 50 //        | 43 //          |
| 会員懇談会        | 111 //       | 87 //        | 90 //        | 92 //        | 80 //        | 72 //          |
| 租税研究大会 *1    | (4.0日) 11 // | (3.0日) 9 //  | (3.0日) 6 //  | (3.0日) 6 //  | (3.0日) 6 //  | (3.0日) 6 //    |
| 基礎講座 *2      | (4講座) 30 //  | (4講座) 28 //  | (3講座) 23 //  | (3講座) 21 //  | (3講座) 22 //  | (3講座) 22 //    |
| 合計           | 226 //       | 227 //       | 205 //       | 191 //       | 180 //       | 170 //         |
| 出版(「租税研究」以外) | 17 冊         | 12 冊         | 10 冊         | 10 冊         | 11 冊         | 10 冊           |

\*1 平成25年度計画の内訳：東京大会2.0日(報告2、討論2)、大阪大会1.0日(報告1、討論1)

\*2 平成25年度計画の内訳：法人税基礎講座－東京8回、関西8回、国際課税基礎講座－東京6回

4. 委員会・研究会等

民間の中立的な立場から調査・研究を行い、わが国の「あるべき財政・税制・税務」の実現のため、提言、意見表明を行う中核事業である。特に、ここ数年で拡充を図ってきた研究会活動はその軸であり、引き続きその内容の充実に努める。

具体的には、当協会の税制改正提言である「租研意見」を作成する政策検討会、税制について透明性、予測可能性を高める観点から、通達への会員意見の実現を図る通達等検討会や国際課税実務検討会等の更なる充実に努める。

また、意見交換会は、当協会の特質を活かした活動であり、必要に応じて開催する。

・理事会・委員会等の内訳と回数推移

(回数)

|          | 平成21年度<br>実績 | 平成22年度<br>実績 | 平成23年度<br>実績 | 平成24年度<br>実績 | 平成25年度<br>計画 | 平成25年度<br>中期計画 |
|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 理事会・総会   | 5            | 4            | 5            | 5            | 5            | 5              |
| 委員会・研究会等 | 64           | 85           | 72           | 57           | 57           | 55             |
| 内研究会     | 48           | 70           | 60           | 48           | 50           | 43             |
| 意見交換会    | 5            | 14           | 9            | 10           | 10           | 10             |
| 合計       | 74           | 103          | 86           | 72           | 72           | 70             |

(1) 政策委員会（政策検討会、地球環境問題検討会）

租研の財政、税制の提言等の企画・立案を担当する委員会・検討会として、各委員会・研究会の研究・提言、会員からの税制改正意見、アンケート調査等をもとに、税制改正に関する租研意見を取りまとめ、関係機関に対して提言を行う。

特に、近年拡充に努めてきた政策検討会は、研究・提言活動を本格化し、他の研究会等との連携・協調を緊密にしつつ、「税制改正に関する租研意見」の更なる充実に努める。

## (2) 財政経済委員会（財政経済研究会）

社会保障制度、財政制度改革に関する諸課題について調査、研究し、会員等に対して幅広く情報提供していくこととし、さらに必要に応じて、関係当局に対し意見、提言を行う。

なお、当委員会の下に財政経済研究会をおき、引き続き調査、研究、提言活動を継続する。

## (3) 個人課税委員会（個人課税研究会）

個人所得税や相続税・贈与税に関する諸課題を調査、研究するとともに、会員等に対して幅広く情報提供し、必要に応じて税制改正意見等として関係当局に対し意見、提言を行う。

なお、当委員会の下に個人課税研究会をおき、金融課税を含め、個人課税に関する調査・研究活動を行う。

## (4) 法人課税委員会（法人税研究会、税務会計研究会）

法人税に関する諸課題を調査、研究するとともに、会員等に対して幅広く情報提供していくこととし、必要に応じて税制改正意見等として関係当局に対し意見、提言を行う。

なお、当委員会における、各研究会の活動は以下のとおりである。

### ① 法人税研究会

法人税における諸課題（税務会計研究会に係る課題は除く）について、調査、研究、提言を行い、会員等に対して幅広く情報提供を行う。

#### i) 通達等検討会

企業の実務と税制度や通達との関係が不明確や不確定な分野について、実務面から税制度の透明性の確保や予測可能な取扱いを目指し、会員意見の通達への反映等、活動の定着と更なる充実に取り組む。

#### ii) 国際課税実務検討会

日本企業の国際的組織再編成、外国子会社合算税制や資本取引等に関する課税上の課題を中心として、調査、研究、提言を行っていくこととしている。

本年度は新たに、外国子会社合算税制の税務上の取扱いの明確化、透明性を図るための検討を行うこととする。

### ② 税務会計研究会

平成 20 年度から行ってきた企業会計基準の国際的な統一化への大きな変化に対する法人税法の取扱いについて、報告書作成、公表、提言を行い、一連の調査・研究活動を終了した。

今後も、会計基準国際化の動向に注視しながら、必要に応じて活動を行うこととしている。

#### (5) 国際課税委員会（国際課税研究会）

国際課税に関する諸課題を調査、研究するとともに、会員等に対して幅広く情報提供することとし、必要に応じて税制改正意見等として、関係当局に対して意見、提言を行う。

なお、国際課税研究会は、研究者、官庁、民間が共通の場で行う最先端の研究であり、引き続き国際課税に関する国際的に重要な論文について、翻訳、調査、研究を行い、税制改正提言に資することとし、会員に対して幅広く情報提供する。

#### (6) 消費課税委員会（消費課税研究会）

消費税に関する諸課題を調査、研究するとともに、会員等に対して幅広く情報提供していくこととし、必要に応じて税制改正意見等として関係当局に対し意見、提言を行う。

なお、当委員会の下に、消費税に関する調査・研究活動を行う研究会の設置を検討する。

#### (7) 地方税委員会（地方税研究会）

地方税を中心とする諸課題を調査、研究するとともに、会員等に対して幅広く情報提供していくこととし、必要に応じて税制改正意見等として関係当局に対し意見、提言を行う。

なお、当委員会の下に、地方税研究会をおき、政策検討会と緊密な連携・協調の下、租研が行う税制改正に関する租研意見の形成に資する調査・研究にも配意しつつ、活動を行う。

#### (8) 運営委員会（企画・運営小委員会）

租研の事業計画の策定や事業活動の基本方針等重要な事項について、協議、検討等を行う。

なお、当委員会の下に、企画・運営小委員会をおき、必要に応じ、随時協議、検討等を行う。

#### (9) 意見交換会

行政当局と会員との双方向の意思疎通が重要であることから、意見交換会の開催等の連絡・協調に積極的に取り組む。特に、税制改正、取扱通達に関する課題等について、随時行政当局担当官を招き、意見交換を行う。

### 5. 国際交流の促進

諸外国の財政・税制・税務行政に携わっている政府担当官、あるいは学者の来訪の際、財政・税制・税務行政を巡る諸問題について講演会の開催を企画する。

また、諸外国の税務当局幹部と各国進出企業との間の相互理解促進を目的とした、意見交換会の開催にも積極的に取り組む。

## 6. 会員懇談会

国内課税及び国際課税に関する、理論面、実務面における重要な課題をテーマとして、幅広く懇談会を開催する。租研が行う税制改正に関する「租研意見」の形成に資する有益な情報の習得に配慮するとともに、「税制改正説明会」、「決算・申告への留意事項」等の当局からの情報発信、研究者・実務家の調査・研究報告等を、会員のニーズならびに時代の要請に則して、タイムリーかつバランスよく提供することを目指す。

開催数については、中期計画を若干上回るものの、前年度より1割強の回数絞り込みを図る。ただし、会員への普及活動の中軸事業であることから、内容の厳選・充実化とともに委員会・研究会のうちで可能なものは合同開催する等の効率化を図りながら、会員のニーズに応え得る規模（年間80回程度）を維持する。

### ・会員懇談会の回数推移

(回数)

|       | 平成21年度<br>実績 | 平成22年度<br>実績 | 平成23年度<br>実績 | 平成24年度<br>実績 | 平成25年度<br>計画 | 平成25年度<br>中期計画 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 会員懇談会 | 111          | 87           | 90           | 92           | 80           | 72             |

## 7. 租税研究大会

租税研究大会については、租研の事業活動に相応しい財政・税制に関する調査、研究、情報発信機能を重視したものを引き続き実施する。会員に対して、講演、討論等を通じて情報提供を実施するとともに、協会外部への情報発信を行い、公益的活動の推進、当協会のプレゼンス向上に資するものとして継続する。

なお、本年度については、東京大会は平成25年9月10日(火)～11日(水)、大阪大会は平成25年9月19日(木)に開催する予定である。

### ・租税研究大会の内訳と実施推移

(回数)

|           | 平成21年度<br>実績 | 平成22年度<br>実績 | 平成23年度<br>実績 | 平成24年度<br>実績 | 平成25年度<br>計画 | 平成25年度<br>中期計画 |
|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 東京大会      | 8            | 6            | 4            | 4            | 4            | 4              |
| 報告        | 4            | 4            | 1            | 2            | 2            | 2              |
| 討論        | 4            | 2            | 3            | 2            | 2            | 2              |
| 大阪大会      | 3            | 3            | 2            | 2            | 2            | 2              |
| 報告        | 2            | 2            | 1            | 1            | 1            | 1              |
| 討論        | 1            | 1            | 1            | 1            | 1            | 1              |
| 合計(報告+討論) | 11           | 9            | 6            | 6            | 6            | 6              |
| 合計(日数)    | 4.0          | 3.0          | 3.0          | 3.0          | 3.0          | 3.0            |

## 8. 基礎講座

基礎的分野の会員サービスとして継続するが、中期事業計画方針に従い、講座においても収支相償を原則とした運営を目指す。

そのため、会場費用等でのコスト削減等に取り組んだうえで、法人税基礎講座（東京、関西）、国際課税基礎講座（東京；中級講座と隔年開催）を継続する。

### ・基礎講座の内訳と実施推移

(回数)

|              | 平成21年度<br>実績 | 平成22年度<br>実績 | 平成23年度<br>実績 | 平成24年度<br>実績 | 平成25年度<br>計画 | 平成25年度<br>中期計画 |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 法人税講座(東京)    | 8            | 8            | 8            | 8            | 8            | 8              |
| 法人税講座(関西)    | 9            | 9            | 9            | 8            | 8            | 8              |
| 国際課税基礎講座(東京) | 7            | 0            | 6            | 0            | 6            | 6              |
| 国際課税中級講座(東京) | -            | 5            | 0            | 5            | 0            | 0              |
| 国際課税基礎講座(関西) | 6            | 6            | -            | -            | -            | -              |
| 合計           | 30           | 28           | 23           | 21           | 22           | 22             |

※ 各回、2～2時間半で実施。

## 9. 出版物の刊行

会員に対し、租税に関する最新情報を提供するため、毎月発刊の「租税研究」に加えて、「税制参考資料（平成25年度）」、「租税条約の解説」等の出版物を作成し配付する。また、重要な調査・研究についても、出版物を作成し配付することとする。

但し、出版にあたっては、真に必要なものに限り実施するなど、対象の重点化を図る。

### ① 情報提供

- ・税制参考資料（平成25年度）

### ② OECD、租税条約関連

- ・租税条約の解説（日米租税条約改正をはじめ、今後、条約が締結された場合に随時判断）

### ③ その他

- ・会員に有用な情報については、真に必要なものに限り、随時、出版を検討する。

## 10. 情報提供サービスの向上

会員向けの情報提供サービスの内容を充実することにより、会員の利便性の向上を図る。

また、ホームページにおいて、租研意見、研究会報告、租税研究大会等を掲載することにより、会員以外の一般の方にも広く情報提供するとともに、当協会からの提言、情報発信の充実を図り、財政・税制についての知見・知識の普及・拡大を図る。

### 11. 国際租税協会（IFA）日本支部事務局受託事務等

IFA日本支部の事業活動の積極的な展開に協力するとともに、IFAから得られる情報を活かし、租研の国際租税分野での事業活動の更なる活性化に資することに努める。

## 12. 日本租税研究協会 組織表

